

超短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書

				事 業 年 度	・ ・	法人名			
平成八年一月一日前譲渡の計算	平成8年1月1日以前の課税土地譲渡利益金額の合計額 (別表三(四)付表「19」)			1				円	
	土地譲渡税額の計算	中小法人又は特定の協同組合等の場合	((1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額)又は((1)の金額のうち10億円× $\frac{1}{12}$ 以下の金額)	2		000			円
			((1)の金額のうち年800万円相当額を超える金額)又は((1)の金額のうち年10億円相当額を超える金額) (1) - (2)	3		000			
			土地譲渡税額 (2) × ($\frac{28\%}{27\%} + 30\%$) + (3) × ($\frac{37.5\%}{30\%} + 30\%$)	4					
			(1) の 金 額	5		000			
	上記以外の法人の場合	土地譲渡税額 (5) × (% + 30%)	6						
	所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額 (別表四「44の①」又は別表二十(二)「1」)							円	7
	(7)以上の金額である場合								8
	中小法人又は組合等の協同組合は組								9
	上記の場合以外								10
	基準法人税額 (2) × $\frac{28\%}{27\%}$ + (3) × 30%								
	基準法人税額 (5) × %								
	上記の場合以外								
	基準法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」、別表二十(一)「2」又は別表二十(二)「2」)								
	差引土地譲渡税額 (4)又は(6) - ((8)、(9)又は(10))								11
平成8年1月1日以後の課税土地譲渡利益金額の合計額 (別表三(四)付表「20」)							000	12	
土地譲渡税額 (12) × 15%							0	13	
課税土地譲渡利益金額の合計額 (1) + (12)								14	
土地譲渡税額の合計額 (1) + (13)								15	
平成八年一月一日前譲渡分									
平成以後譲渡分									
合 計									

別表三(四) 平二十二年・四・一以後終了事業年度分

別表三（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、平成10年改正前の措置法第63条の2（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）、平成10年改正措置法附則第20条第4項（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率の廃止に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成10年改正前の措置法第63条の2（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）、平成8年改正前の措置法第63条の2（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は平成8年改正措置法附則第15条第3項後段（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）の規定により法人税が課される土地等の税額を計算する場合に記載します。
- 2 「中小法人又は特定の協同組合等の場合」の各欄は、「平成8年1月1日前の課税土地譲渡利益金額の合計額1」の欄の金額を当該事業年度の所得とみなした場合に、平成10年改正前の措置法第66条の2（中小法人の各事業年度の所得に対する法人税の税率）、法第102条第1項第2号（清算中の所得に係る予納申告の場合の法人税の額）において適用するものとする平成10年改正前の法第143条第2項（中小外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定の適用を受ける法人（以下「中小法人」といいます。）又は平成10年改正前の措置法第68条の3第1項（特定の協同組合等の法人税率の特例）の規定の適用を受ける協同組合等（以下「特定の協同組合等」といいます。）が記載します。
- 3 「土地譲渡税額4」は、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。
 - (1) 中小法人の場合
$$(2) \times \left(\frac{28\%}{27\%} + 30\% \right) + (3) \times \left(\frac{37.5\%}{30\%} + 30\% \right)$$
 - (2) 特定の協同組合等の場合
$$(2) \times \left(\frac{28\%}{27\%} + 30\% \right) + (3) \times \left(\frac{37.5\%}{30\%} + 30\% \right)$$
- 4 「土地譲渡税額6」には、中小法人及び特定の協同組合等以外の法人について、「(5) × (% + 30%)」の空欄にその法人に適用される平成8年改正前の措置法第63条の2第1項に規定する基準法人税率を記載し、この算式により計算した金額を記載します。
- 5 「基準法人税額8」は、「土地譲渡税額4」欄に準じて記載します。
- 6 「基準法人税額9」は、「土地譲渡税額6」欄に準じて記載します。